

○建設業法（昭和二十四年五月二十四日号外法律第百号）

【抜粋】

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

○建設業法施行規則（昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号）

【抜粋】

建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基き、建設業法施行規則を次のように制定する。

（国土交通省令で定める学科）

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。（国土交通省令で定める学科）

| 許可を受けようとする建設業 | 学科 |
|---------------|--------------------------------|
| 管工事業 | 土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科 |
| 水道施設工事業 | |
| 清掃施設工事業 | |

(法第七条第二号 ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

第七条の三 法第七条第二号 ハの規定により、同号 イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で第一条に規定する学科に合格した後五年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で同条に規定する学科に合格した後三年以上実務の経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

| | |
|------|--|
| 管工事業 | <ol style="list-style-type: none">一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体力学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体力学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し三年以上実務の経験を有する者四 建築士法第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者五 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第二十五条の五第一項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者六 登録計装試験に合格した後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者 |
|------|--|

※ 「集落排水設備責任工事技術者」となる要件では、三の検定職種の二級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに実務経験は問いません。